平成２２年（フ）第１１１７号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目21番40号　カーサプリメーラ101
破産者　菅原　龍裕
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１８号
宮城県名取市田高字南263番地
破産者　庄司　恵子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２４号
仙台市宮城野区岩切字台屋敷121番地の４
破産者　加藤　鈴子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５４号
仙台市泉区館１丁目19番地の８
破産者　松好　弘子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２００号
宮城県大崎市古川稲葉３丁目６番71号　クレール稲葉Ｃ棟、従前の住所宮城県大崎市古川稲葉４丁目21番37号
破産者　藤本　康典
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
宮城県遠田郡美里町平針字中川前三番10番地
破産者　橋本百利子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
宮城県大崎市古川北稲葉２丁目８番36号　ハイツ鈴木102号、住民票上の住所宮城県大崎市岩出山字二ノ構４番地６
破産者　遠山　　満
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
山形県上山市弁天１丁目８番18―202号、開始決定時住所山形県上山市四ツ谷１丁目２番54号
破産者　山川　　勝
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０９号
山形県上山市二日町９番30号　菅沼アパート102、開始決定時住所山形県上山市四ツ谷１丁目２番54号
破産者　山川　光夫
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４８号
山形県天童市東長岡２丁目１番10号
破産者　土田美奈子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５９号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地27の106
破産者　大須賀幸司
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５０１号
横浜市戸塚区下倉田町1909番地　カネイチハイツＡ棟204号
破産者　中島　登彦
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８９号
川崎市中原区新丸子町749―６ＧＳハイム新丸子501号室、住民票上の住所川崎市中原区苅宿32番11号
破産者　森山　敏彦
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
川崎市中原区新丸子町749―６ＧＳハイム新丸子501号室、住民票上の住所川崎市中原区苅宿32番11号
破産者　森山三枝子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０３号
川崎市多摩区南生田４丁目４番14号　ピアコート205
破産者　高橋　聖規
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
山梨県南都留郡忍野村忍草2508番地５、開始決定時の住所川崎市麻生区白鳥４丁目12番10―110号
破産者　空閑　　敏
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０６号
川崎市川崎区渡田４丁目３番11号
破産者　吉岡　秀士
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
富山県砺波市庄川町天正501番地１
破産者　山本　正明
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部